

▶創業資金(中小企業振興資金)

新しい事業を開始するために必要な諸経費支払などの資金の借入れが低金利でできる他、借入れに必要な信用保証料を市が全額負担します。

借入限度額…2,000万円

利率…	返済期間3年以内	返済期間5年以内	返済期間7年以内
	1.5%	1.7%	2.0%



【変更点】

①申込み資格を緩和します

変更前…融資を受けようとする資金の額と同額以上の自己資金を有すること

変更後…次のいずれかに該当すること

- ・融資を受けようとする資金の額の3分の1以上の自己資金を有すること
- ・創業をしようとする事業と同じ業種に5年以上勤務し、その経験技術などを活かして創業しようとする方(退職後1年未満の者を含む)
- ・市特定創業支援事業の証明(※1)を受けた方(ただし、融資申込時において、証明書が有効期限内の場合に限る)

②女性と若年者(40歳未満)の方は通常利率より0.2%、もしくは市特定創業支援事業の証明(※1)を受けた方は通常利率より0.1%引き下げます

※1…日光創業スクールで基準を満たして卒業した方、または日光商工会議所や足尾町商工会などにおいて1カ月以上にわたり4回以上、①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の4分野の指導を受け、創業に関する知識を身に付けた方が、申請して受け取ることができる証明書です

▶空き店舗対策家賃補助事業

市内で空き店舗などを賃借して開業しようとする方を対象に、開業した日の属する月から12カ月分の家賃(月額家賃の2分の1、上限月額5万円)を助成します。必ず開業前にご相談ください。

※対象業種を産業分類で指定します(表1参照)



【変更点】

対象物件を空き店舗に加え、使われていない倉庫・事務所・住居にまで拡大しました。

表1. 対象業種表

中分類および小分類
各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業(管理、補助的経済活動を行う事業所は除く)
飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業(管理、補助的経済活動を行う事業所は除く)
洗濯業(クリーニング工場やリネンサプライ業を除く)、理容業、美容業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業(ただし、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に限る)
学習塾、教養・技能教授業
療術業



～商工課各種事業の 内容変更のお知らせ～

くわしくは 商工課 商業振興係 ☎21-5136
※4月からは 商工課 商工業振興係

利用しやすくなりました

市は、中小企業者・小規模事業者の方々やこれから創業を希望される方に向け、さまざまな支援制度を設けています。

今回ご紹介する支援制度は、創業を希望される方、中でも女性や若年者(40歳未満)の創業を応援するために、4月から内容を変更します。

▶商店リフレッシュ事業

市内の空き店舗などを賃借・所有して開業しようとする方を対象に、改装・改修・設備の設置費用の2分の1(補助限度額50万円)を助成します。

また、すでに営業している方は改装費用の3分の1(補助限度額30万円)を助成します。

いずれの場合も、市内の業者が施工すること、工事着手前に申請することなど条件がありますので、事前にお問い合わせください。

※対象業種を産業分類で指定します(次ページ表1参照)

※市が指定する高齢化集落地域(日光地域の滝ヶ原地区、藤原地域の三依地区、足尾地域全域、栗山地域全域)での開業は、補助限度額が50万円上乗せとなります

【変更点】

- ①対象物件を空き店舗に加え、使われていない倉庫・事務所・住居にまで拡大しました。
- ②女性の創業者は20万円、若年者(40歳未満)の創業者は30万円、補助限度額が上乗せとなります。

